

令和8年度 第1回徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

令和8年9月1日（火）

10時30分から11時40分まで

2 場 所

徳島県庁万代庁舎 10階 大会議室

3 出席者

（委員）（19名）

櫻本章司（Web 参加）、加藤真介、森泉摩州子、隅田優子、垂髪あかり、松下由芽、石井千、市塚雄一郎、田岡泰典、原照代、相原佳子、河村勝、林徳太郎、島優子、石田実（代理出席）、笠井章夫、平光江、三木さとみ、小谷慎一

（事務局）

保健福祉政策課、障がい福祉課、労働雇用政策課、多文化共生・人権課、健康寿命推進課、住宅課、教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

（1）会長の互選について

（2）徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について

（3）徳島県障がい者施策基本計画の見直しについて

（4）その他

iii 閉会

【議事（１）会長の互選について】

（事務局）

本協議会は、本年６月に委員改選がございましたので、条例第３条第１項の規定により、新たに委員の互選によって会長を定める必要がございます。それでは、どなたからでも御推薦いただければと思います。

（委員）

会長に、徳島文理大学の森泉委員を御推薦申し上げたいと思います。前期もおまとめいただきまし、引き続きお願いできればと思っております。

（事務局）

ただ今、森泉委員の推薦がございましたが、森泉委員に会長をお願いすることでよろしいでしょうか。

（各委員）

（異議なし）

（事務局）

それでは、森泉委員に会長をお願いすることとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。これからの議事進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。

（会長）

徳島文理大学の森泉です。限られた時間ではございますが、皆様から計画の進捗や今回の見直しについての忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、条例第３条第３項に基づき、私に事故があるときの職務代理者をあらかじめ指名させていただきますと思います。前回に引き続き、垂髪委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（各委員）

（異議なし）

（会長）

ありがとうございます。

続きまして、議事（２）徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について、事務局から説明をお願いいたします。

【議事（２）徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について】

(事務局説明)

(会長)

ただいま、事務局より、徳島県障がい者施策基本計画の進捗状況について、御説明をいただきました。この内容につきまして、委員の皆様から御意見、御質問、あるいは御要望などがございましたら、御発言をお願いいたします。

(委員)

「虐待防止対策研修受講者数」について、前年度より減っているというのがすごく気になります。

私は施設を運営する立場なんですけれども、職員はこうした研修に出たいという希望があるのですが、現場は人手不足で、なかなか対面での受講となると難しいです。ウェブであれば受けたいという声があります。

コロナやインフルエンザが流行ってしまうと、輪をかけて人手不足という状況が続きます。そうした中で、やはり持続可能な学びの場を提供するということはすごく重要なと考えていますので、対面でもウェブでも選べるような研修の場を作っていただけたらと思います。

(事務局)

障がい福祉課です。

令和7年度の受講者数につきましては、試行的に、グループワークを中心とした対面研修に限定して実施した結果、実績が下がっているところでございます。

今年度につきましては、法令や制度等の基礎的な知識の習得に関して、場所や時間を問わず多数の者が受講できるオンデマンド型のオンライン研修も積極的に活用したいと考えています。オンデマンド研修の受講と各事業所の少人数ワークや課題提出を組み合わせ、対面研修に近い形を維持しながら、研修の受講者数を増やしていきたいと考えております。

(委員)

全国的な傾向だと思いますが、障害福祉サービスに営利企業が参入するようになってから、実際には行っていないサービスを請求する、あるいは基準を満たしていないのに請求するといった、不祥事が指摘されるようになってきています。

国の方でも監査体制を強化するという方針を出されているようですけれども、結局、監査をするにしても県や市町村といった地方自治体がそれを担うことになると思います。

徳島県では、そういった監査や調査に対する体制について何かお考えがあるでしょうか。それから、職員に対する研修も行われているようですけれども、参加状況などについて教えていただければと思います。

(事務局)

障がい福祉課です。

近年、障害福祉サービス事業所において、不正の事実が発覚して処分する事案が、昨年度から立て続けに起こっております。

県におきましても、こうした不正を未然に防止することが一番重要ではあると認識しているものの、処分を行っている事業所については、意図的に不正を行う事業所が多くなっております。

県では、これまでは通常、定期的な運営指導、サービス種別ごとに2年に1回、3年に1回、6年に1回といった形で事業所を訪問して指導を行ってきましたが、昨年度からは、事前に通告しないで、事業所を訪問して書類や現場を確認しています。さらに今年度からは、フラッと訪問して現場を見て回る取り組みを加えており、普段とはちょっと違うと感じた時に、より詳細な監査指導を行う指導体制に切り替えております。

訪問できる事業所数には限りがある面もありますが、悪質な事業者に対してより適切な対応ができるよう、職員の人員も限られている中で、より効果的な指導体制として昨年度から見直しを行っている状況です。

また、事業所に対する研修につきましては、年に1回、集団指導という形で、事業所数が非常に増えておりますので、オンラインを活用した指導体制を全体の研修として設けております。個別には、先ほど申し上げました直接事業所を訪問した指導で対応させていただいております。

(委員)

国の方でも監査マニュアルをようやく整えたようですから、そういったものを用いたスタッフの方への研修もお願いしたいと思います。結局、最終的には、当事者の方が不利益を被ることになりますので、やはりその辺は強化をしていただきたいと思います。

(委員)

「障害者差別解消法の認知度」、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の認知度」について、令和7年度の実績のパーセンテージが少し減っています。前回のこの協議会の時もこの話が出ていて、ショッピングモール等で啓発していくというお話があったと思います。3月の会議から5ヶ月ほど経ちますが、その後、何か進んでいることがあれば教えていただけたらと思います、質問させていただきました。

(事務局)

障がい福祉課です。

こちらは本年3月の会議において議論になりましたが、これまでも市町村や関係団体を通じたパンフレットの配布、職員による出前研修会、障がい者差別解消支援地域連絡会などで多角的な周知啓発に努めてきたところですが、やはり施行から10年という歳月が経過する中で、認知度は横ばい、あるいは少し減少する傾向となっております。

御質問の件ですが、大型ショッピングモールでのパンフレット設置や県庁ふれあいセンターでの企画展示等については、会場の都合やタイミングもあり、今年度は実施できていない状況です。

一方で、今年度新たに、県内にある高齢者の学びの場であるシルバー大学校の講座に組み込んでいただき、条例や法律の周知等を実施しております。

今後も様々な機会を捉えて、積極的な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

(委員)

県民の方に広くアプローチできるのが一番良いと思いますので、これからもよろしくお願いします。

(会長)

他に、御意見や御質問はございませんでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、皆様からの意見を踏まえて、引き続き積極的な取り組みを事務局の方をお願いしたいと思います。

続きまして、議事(3)徳島県障がい者施策基本計画の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

【議事(3) 徳島県障がい者施策基本計画の見直しについて】

(事務局説明)

(会長)

ただいまの説明につきまして、各委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

中間見直しですので、これまでの進捗状況も踏まえた上で、新しい基本方針の動向も含めて、皆様から御意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

何点かございます。まず1点目として、総量規制についてお伺いします。例えば、小松島市では生活介護が結構多い状況ですが、我々の施設で生活介護を利用されている方の多くは、住民票を小松島市に移されています。そうすると、小松島市の生活介護の利用割合が機械的に高くなってしまいます。施設が存在するかどうかが大きく影響するのではないかと思います。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。

国による算定は、あくまで市町村の住民数を母数として、その市町村に現住所がある利用者を分子としています。機械的に計算されている部分がございますので、もし必要性があるということであれば、その理由をしっかりと市町村に訴えていただければと思いますし、県としても市町村に対して個別にヒアリング等を行ってまいります。

一律に、新規指定をしないというわけではございません。総量規制をかける場合でも指定は、市町村計画の見込みの範囲内で行うこととなりますので、市町村が実態に即して適切に計画値を見積もっていただければ、基本的には総量規制にはかからない運用になるかと思います。

(委員)

入所利用の方は、現住所を施設のあるところに移されている方が大半だと思いますので、地域への影響は大きいと考えます。

次の点ですが、災害対策は非常に重要なポイントだと思うのですが、計画の中で具体的な数値目標があまり示されていません。一番分かりやすい目標として、障がい者に対する「個別避難計画の策定率」があると思います。個別避難計画自体は各市町村が作成するものですが、それを徳島県として一元的に集約・把握する場が必要ですし、ちょうどこの基本計画こそが、それをまとめて広く周知するのに最適なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(事務局)

保健福祉政策課です。

個別避難計画の作成は市町村の努力義務ではありますが、県がしっかりと関与して推進体制を構築してきました。作成率につきましては、前年度実績の28%から、今年は40.9%まで上昇しており、先日公表された国の統計データでも全国3位の数値まで向上してきております。

ただ、御指摘の通り、こうした協議会の資料や計画の中にあまり分かりやすく入っていない状況にありますので、その掲載方法などについては、障がい福祉課とも今後相談させていただければと思います。

また、実際の取り組みといたしまして、今年度も各市町村において、地域での合同の避難訓練を実施するなどの取り組みを進めているところでございますので、また御助言をいただければと思います。よろしくお願いします。

(委員)

あともう1点ですが、事務局説明にありましたように、医療的ケア児支援法が改正され、支援対象者がこれまでの18歳未満から、18歳以上の大人や重症心身障がい児者へと拡大されました。18歳の壁を解消し、生涯にわたる切れ目のない包括的支援体制を構築する方向です。

この法律の一番大きな理念は、障がい児者本人だけでなく、その家族を支援するという点にあると思うのですが、県の基本計画を見ると、そうした御家族への支援という視点があまり見当たらないように感じます。今回の中間見直しで、すぐに数値目標を作るのは難しいかもしれませんが、今後はそうした視点をしっかりと計画に盛り込んで推進していくべきではないかと考え、意見として述べさせていただきました。

(事務局)

障がい福祉課です。

確かに、本県の医療的ケア児等支援センターにおきましても、当事者の方のみならず御家族の方に寄り添って大変熱心に支援していただいております。そうした支援の様子を見ておりますと、まさに家族のための法律でもあるということを強く認識させられます。

今後、国において指針改正の流れもございますので、そうした方向性を汲みながら、適切な表現を選んで計画に盛り込めるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

(委員)

私からは、強度行動障がいを有する障がい者への支援について、質問いたします。

行動障がい激しく支援が困難な方については、障害福祉サービスの円滑な利用につなぐべく、地域生活の継続が困難な状況があります。令和2年12月から、県の自立支援協議会のもとに、行動障がいがある障がい児者支援検討会議を設置して検討を重ねてまいりましたが、取り巻く環境は残念ながら改善されている状況にはありません。

そうした中、国は令和6年度の報酬改定において、状態が悪化した強度行動障がいのある方を受け入れる施設等に対して、専門知識と技術を持つ、広域的支援人材が現地を集中的に訪問する集中的支援加算を新設しました。こうした専門家が同行・伴走する仕組みは非常に効果的だと考えます。

そこでお聞きしたいのですが、この加算算定に必要な広域的支援人材について、県での選定・確保の現状がどうなっているか、また、現時点で県内において、集中的支援加算の取得実績があるかどうかについて教えていただけますでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。

まず、集中的支援加算の算定状況ですが、本県において広域的支援人材の確保・登録がまだ完了していないため、現時点で実際にこの加算を算定している事業所や施設はございません。

広域的支援人材の選定につきましては、国の基準で中核的人材養成研修のサブトレーナー研修を修了した方などが想定されております。本県では、サブトレーナー研修を令和8年度末までに累計3名が修了する見込みとなっております。

また、発達障がい者支援地域支援マネジャーについても広域的支援人材に適任であるとの指針が示されております。

昨年度の支援検討会議におきましても、広域的支援人材による支援が重要であるとの御意見をいただいておりますので、具体的な派遣の仕組みや運営マニュアルの設計に向けて本格的な検討を始めたところです。今後とも関係機関と連携しながら、前向きに進めてまいりたいと考えております。

(委員)

広域的支援人材につきましては、必ずしも県内の人材に限る必要はないと思います。全国で専門的なスキルを持った専門家に依頼することも可能だと思いますし、集中的支援加算は、オンラインでの指導実施も一部可能とされておりますので、そうした手法も含めて幅広く御検討いただければと思います。

(委員)

就労選択支援について要望を述べさせていただきます。

令和7年10月から就労継続支援B型を対象に、就労選択支援が導入され、高校1年生の段階から就労アセスメントを受け、生徒本人の希望や就労能力、適性等に応じた適切な進路選択を支援する制度が開始されました。令和9年4月からはA型事業所にも開始予定であり、高校1年生から利用できるメリットがあります。

しかしながら、本県では、就労選択支援事業所自体が非常に少ないと伺っております。令和7年度の利用については、現行計画(P72)では、利用見込者数が97人と設定されているのに対し、実際の利用実績は県全体で5人ととどまっており、乖離が大きい状況です。

つきましては、1点目として、この就労アセスメントを実施できる事業所が県内で着実に増加・定着するよう、参入を促す施策をお願いいたします。

2点目として、関係機関の連絡調整の推進です。就労選択支援事業者、福祉サービス事業所、市町村、教育委員会、学校が緊密に連携を深め、円滑に実施できるよう、県として積極的な連絡・調整、サービスの充実を推進くださいますようお願いいたします。

(事務局)

障がい福祉課です。

就労選択支援については、令和7年10月に開始されて以降、指定事業所数は令和8年4月1日現在で8事業所となっております。今年度につきましても、新たな指定や手続きを進めているものもあり、少しずつ増えてきております。

一方で、おっしゃる通り、特別支援学校における高校1年生からのアセスメントの活用は、まだ十分に浸透していない部分があると認識しております。進路決定直前の高校3年生になってからアセスメントを行うのでは遅いという懸念もございますので、高校1年生という早い段階から活用していけるよう、特別支援学校、市町村、アセスメントを行う事業者が集まる場などを活用し、現場の課題や意見を丁寧に吸い上げながら、高校1年生からアセスメントを機能させられるよう、県としてもできる限りの調整や支援を行ってまいりたいと考えております。

(会長)

他に御意見、御要望、御質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

それでは、皆様方からの御意見を参考に、事務局に計画案の検討をお願いすることにしたいと思います。

次回11月には素案という形で事務局から案が提示されると思います。

それでは、議事(3)を終了いたします。

【議事(4)その他】

(会長)

議事(4)その他について、委員の皆様、何か意見や報告等がございますでしょうか。

(意見等なし)

(会長)

特にその他で皆様方から御報告もないということですので、本日の議事をすべて終了したいと思います。

今回の協議会に関する議事録の公開内容につきましては、また私に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(各委員)
(異議なし)

ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、熱心に御議論をいただきまして本当にありがとうございました。

皆様から頂戴しました御意見、御提言を踏まえ、今後、障がい者施策基本計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。引き続き御指導、御鞭撻いただけますよう、よろしくお願いいたします。